

事務連絡
令和3年3月3日

各都道府県衛生主管（部）局 御中

厚生労働省医政局医事課

確保基金区分6の地域医療勤務環境改善体制整備事業における
対象医療機関について

今般お示しした管理運営要領（別記3）における対象医療機関の考え方については、別添のような医療機関を想定しています。過去の実績（病床機能報告等を活用）から、対象医療機関に該当する可能性のある医療機関へ救急車等受入要件の確認を行い、要件を満たしている場合、

- ・勤務医について客観的な労働時間把握の推奨
- ・診療報酬における地域医療確保体制加算を取得状況
- ・時間外労働が960時間を超える医師が1人以上勤務する場合において、医療機関が労働時間短縮計画（管理運営要領において「勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」を言う。）を作成し当該計画に基づき時短に向けた取組を行う場合、当該助成が受けられる旨の周知を行う

※既に時短計画を策定して取組を行っている場合は、当該計画を活かした上で、不足している情報を追記すれば足りること（ただし、今年度交付する助成は、今年度に発生する費用に限ること）

- ・管理運営要領に基づき必要な申請を行うこと

についてお知らせし、今般の確保基金の区分6に係る要望額を積み上げて厚労省へ提出していただくようお願いいたします。

(別添)

管理運営要領の補足

地域医療勤務環境改善体制整備事業の対象医療機関として掲げている内容について、想定している内容は以下のとおり。

「①救急車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が 1000 件以上 2000 件未満であり、地域医療に特別な役割がある医療機関」
⇒「地域医療に特別な役割がある医療機関」として、2 次救急又は 3 次救急、かつ救急車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が 1000 件以上 2000 件未満を受け入れる医療機関。

※件数は前年 1 月から 12 月までの実績とする。診療報酬における基準並び

「②救急車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が 1000 件未満のうち、夜間・休日・時間外入院件数が 500 件以上で、地域医療に特別な役割がある医療機関」
⇒「地域医療に特別な役割がある医療機関」として、2 次救急又は 3 次救急、かつ救急車受け入れが 1000 件未満ではあるが、夜間・休日・時間外入院件数が 500 件以上の医療機関。

「②救急車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が 1,000 件未満のうち、離島、へき地等で、同一医療圏に他に救急対応可能な医療機関が存在しないなど、特別な理由が存在する医療機関」
⇒「特別な理由が存在する医療機関」として、同一医療圏に他に 2 次・3 次救急対応可能な医療機関が存在しないことや、都道府県として地域の中核的医療機関であると認める医療機関が時間外労働規制により必要な対応ができなくなることにより、地域住民の医療へのアクセスに相当の時間がかかることなどの理由がある医療機関。

(例) 当該医療圏における 2 次・3 次救急病院のうち 1 病院及び他の離島にある 2 次救急病院

「③地域医療の確保に必要な医療機関であって、周産期医療、小児救急医療機関、精神科救急等、公共性と不確実性が強く働く医療を提供している場合」
⇒「公共性と不確実性が強く働くものとして地域医療の確保に必要な医療機関」については、都道府県として地域医療の確保に必要と考える次に掲げる医療機関。

- ・周産期医療については、急性期・高度急性期病棟を持つ総合周産期医療センター又は地域周産期医療センターの指定を受ける医療機関
- ・小児救急医療機関については、大半が小児医療を提供し小児救急医療を行う病院
- ・精神科救急については「精神科救急医療体制整備事業」における精神科救急医療施設に指定され、夜間・休日の措置入院及び緊急措置入院の対応を年間12件数（月平均1件）以上行っている精神科医療機関（この場合は精神科病床数を対象として交付）

「③地域医療の確保に必要な医療機関であって、脳卒中や心筋梗塞等の心血管疾患の急性期医療を担う医療機関であって一定の実績と役割がある場合など、5疾病5事業で重要な医療を提供している場合」

⇒「5疾病5事業で重要な医療を提供している場合」については、次に掲げる一定の実績と役割があり、都道府県として地域医療の確保に必要な次に掲げる医療機関について認める。

- ・脳卒中については、超急性期脳卒中加算の算定が 25件/年程度以上の医療機関
- ・心筋梗塞等の心血管疾患については、急性心筋梗塞等に対する治療件数が60件/年程度以上の医療機関
- ・そのほか、高度のがん治療を専門に行っている施設のうち、急性期・高度急性期病棟を持つ医療機関、移植医療等極めて高度な手術・病棟管理を行う医療機関、児童精神科を行う病院（この場合は精神科病床数を対象として交付）等

「③その他在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関」

⇒「機能強化型在宅療養診療所の単独型」及び「機能強化型在宅療養支援病院の単独型」の医療機関

※特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて（令和2年3月5日保医発0305第3号）別添1の「第9」の1の(1)に規定する在宅療養支援診療所及び「第14の2」の1の(1)に規定する在宅療養支援病院（地方厚生局HP「保険医療機関・保険薬局の施設基準の届出受理状況」の「支援診1」「支援病1」）